

(証券コード : 5858)
令和2年6月11日

株主各位

大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2

株式会社STG

代表取締役社長 佐藤 輝明

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、令和2年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するよう議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 令和2年6月26日(金曜日)午前11時 |
| 2. 場 所 | 大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2 当社大阪本社2階会議室
※会場変更
本総会の開催場所は、前年とは異なりますので、別紙「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1 第38期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第38期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |

以上

事業報告

(平成31年4月1日から)
(令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、中国を含むアジア新興国の景気下振れリスクが高まり、需要が伸び悩みました。また、我が国では、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中貿易摩擦の長期化が製造業を中心とした企業収益に悪影響を及ぼし、さらに消費増税に加え、新型コロナウイルスの影響により、景気の悪化は避けられない状況となりました。

このような中、当社グループの主力事業であるマグネシウムダイカストは、様々な分野で軽量化を求められる時代の流れや、剛性や振動吸収性に優れた特性を持つことなどに注目が集まり、自動車部品やカメラ関連部品を中心に需要の拡大が見られました。しかしながら、国内外の景気悪化の影響等により、需要の伸びに陰りが見え始めております。

これらの環境を踏まえ、当社グループは、中国・タイの両海外拠点が更なる生産体制の増強を図り、海外の需要を積極的に取り込み、今後の事業拡大に邁進してまいります。なお、当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場し、設備投資のための資金を調達いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,446百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は186百万円（前年同期比0.1%増）、経常利益は188百万円（前年同期比5.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は159百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は264百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成及び取得した主要な設備

静岡工場 検査測定機、貯蔵タンク 18,499千円

中国工場 鋳造機、CNC機械、測定機等の機械装置 54,220千円

タイ工場 検査測定機 28,650千円

(3) 資金調達の状況

当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場し、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行により、総額248,950千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、重要なテーマとして「各種製品の軽量化」を掲げております。当社グループの主力事業で取り扱うマグネシウムは、実用金属としてアルミニウムより軽い上に、剛性や振動吸収性に優れた特性を持つと共に、リサイクル利用も可能な金属として、高い将来性のある素材として注目されております。

需要拡大の進む海外に対しては、当社の子会社である、中国・タイの両拠点が、また、これから市場拡大が期待される国内に対しては、本社（大阪）・静岡の両拠点が、更なる生産体制の強化を図り、今後の事業拡大へと邁進していく方針としております。

開拓余地も十分にある市場のため、競合他社の参入もございますが、独自の「鋳造・トリミング」「仕上・機械加工」一貫体制によるコストダウン及び短納期対応により他社との差別化を図り、お客様に期待以上の成果を提供しつづける企業を目指してまいります。

引き続きご支援ご指導の程、宜しくお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第35期 (平成29年3月期)	第36期 (平成30年3月期)	第37期 (平成31年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (令和2年3月期)
売上高	1,805,636 千円	2,114,132 千円	2,403,164 千円	2,446,387 千円
経常利益	124,143 千円	131,128 千円	198,397 千円	188,262 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	127,871 千円	85,499 千円	155,722 千円	159,545 千円
1株当たり当期純利益	167.85 円	112.23 円	204.41 円	194.47 円
総資産額	1,308,597 千円	1,482,499 千円	1,585,760 千円	1,887,254 千円
純資産額	200,191 千円	255,834 千円	407,855 千円	826,111 千円
1株当たり純資産額	262.79 円	335.83 円	535.38 円	985.34 円

(注) 当社は、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三輝特殊技研（香港）有限公司	2,392,000 HKD	100 %	各種金属製品販売
深圳市参輝精密五金有限公司	8,000,000 RMB	三輝特殊技研（香港）有限公司の100%子会社	各種金属表面加工
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	70,000,000 THB	70 % (5 %)	マグネシウム成型品の製造販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を内数で記載しています。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
マグネシウム成型品及びアルミニウム成型品の製造販売等	高級一眼レフカメラ部品、プロジェクター部品、自動車部品等

(8) 主要な営業所及び工場

	名 称	所 在 地
生産拠点	大阪工場	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
	静岡工場	静岡県伊豆市上船原1400番地1
	深圳工場	中国広東省深圳市宝安区松岗街道燕川村越華工業区A1棟1楼
	タイ工場	113/4 Moo4, Nakhon Luang Industrial Estate, Tambol Bangphrakru, Amphur Nakhonlung, Ayutthaya 13260, Thailand.
営業拠点	香港	中国香港灣仔軒尼詩道288號英皇集團中心6樓604室

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
234 名	△2 名

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社紀陽銀行	(注) 383,912 千円
株式会社日本政策金融公庫	145,390
Bangkok Bank Public Co., Ltd.	108,900
株式会社池田泉州銀行	85,022
株式会社山陰合同銀行	27,117

(注) 株式会社紀陽銀行を引受先とする私募債 20,000千円を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 838,400株
(2) 株 主 数 33名
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐藤 輝明	264,000 株	31.48 %
T N P 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業 有限責任組合	119,300	14.22
佐藤 武幸	83,400	9.94
三菱U F J キャピタル3号投資事業有限責任組合	70,000	8.34
K S P 3号投資事業有限責任組合	44,700	5.33
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	40,000	4.77
兼光 喜彦	40,000	4.77
森田 泰成	34,000	4.05
島根産業活性化投資事業有限責任組合	23,200	2.76
K S P 4号投資事業有限責任組合	20,000	2.38

- (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
- 新株予約権の数
510個
 - 目的となる株式の種類及び数
普通株式 51,000株 (新株予約権1個につき 100株)
 - 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (1,800円)	平成30年4月2日 ～令和8年4月1日	200個	2名

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 輝明	代表取締役社長	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役
森田 泰成	専務取締役	・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
林 忠徳	常務取締役	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
白井 芳弘	常務取締役	
佐々木 智一	取締役	・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役
平井 洋行	常勤監査役	
島谷 通敬	監査役	・株式会社アトラック 取締役 ・エスブイエス 代表 ・株式会社クロスウェル 監査役
大貫 篤志	監査役	・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E & M 代表社員 ・株式会社ルネッサンス 監査役 ・株式会社TNPパートナーズ 監査役 ・筑波精工株式会社 顧問 ・Neoprecision therapeutics株式会社 監査役 ・株式会社芝浦パートナーズ 代表

(注) 1. 取締役 佐々木智一は、社外取締役であります。

2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
3. 監査役 島谷通敬、大貫篤志は、社外監査役であります。
4. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
5. 監査役 片上強は、令和元年7月25日をもって、監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とすることとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5 名 57,664 千円 (うち社外 1 名 1,200 千円)

監査役 3 名 12,000 千円 (うち社外 2 名 3,600 千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、令和元年 6 月 27 日開催の定時株主総会において年額 200,000 千円以内と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において年額 80,000 千円以内と決議されております。
4. 上記報酬等の額のほか、退任監査役 1 名に対して 500 千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 智一	当事業年度開催の取締役会には、18 回中 18 回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	片上 強	令和元年 7 月 25 日に退任するまでに開催された取締役会には、9 回中 9 回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。 また、令和元年 7 月 25 日に退任するまでに開催された監査役会には、6 回中 6 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	島谷 通敬	当事業年度開催の取締役会には、18 回中 14 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14 回中 11 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	大貫 篤志	当事業年度開催の取締役会には、18 回中 18 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14 回中 14 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 22,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社2社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員

長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

- b. 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- c. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- d. 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- e. 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- f. 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- b. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- c. 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- b. 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- c. 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」

- 「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- b. 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
 - c. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
 - d. 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - e. 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
 - f. 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標によりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - d. 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - e. 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - b. 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - b. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査

役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。

- c. 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- b. 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役 5 名（うち社外取締役 1 名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月 1 回開催しており、監査役 3 名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成されております。監査役は監査役会を原則毎月 1 回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

(注) 本事業報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,160,616	流 動 負 債	894,436
現 金 及 び 預 金	560,739	買 掛 金	126,758
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	368,319	短 期 借 入 金	392,800
電 子 記 録 債 権	25,512	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債	10,000
製 品	60,093	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	209,398
仕 掛 品	63,591	未 払 金	108,448
原 材 料 及 び 貯 藏 品	59,086	未 払 法 人 税 等	5,503
そ の 他	23,274	賞 与 引 当 金	14,539
		役 員 賞 与 引 当 金	5,475
固 定 資 産	726,638	そ の 他	21,514
有 形 固 定 資 産	593,419		
建 物 及 び 構 築 物	99,411	固 定 負 債	166,706
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	378,108	社 債	10,000
土 地	16,601	長 期 借 入 金	128,143
建 設 仮 勘 定	29,643	退 職 給 付 に 係 る 負 債	28,562
そ の 他	69,655		
無 形 固 定 資 産	7,493		
投 資 そ の 他 の 資 産	125,725	負 債 合 計	1,061,143
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	795,039
		資 本 金	195,062
		資 本 剰 余 金	124,475
		利 益 剰 余 金	475,502
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	31,071
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,520
		為 替 換 算 調 整 勘 定	32,591
		純 資 産 合 計	826,111
資 産 合 計	1,887,254	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,887,254

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成31年4月1日から)
(令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,446,387
売 上 原 価	1,724,875
売 上 総 利 益	721,512
販売費及び一般管理費	535,441
營 業 利 益	186,071
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	750
受 取 配 当 金	374
補 助 金 収 入	3,198
為 替 差 益	9,641
違 約 金 収 入	2,468
そ の 他	4,946
	21,379
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	17,320
そ の 他	1,867
經 常 利 益	19,188
	188,262
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,971
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,430
減 損 損 失	781
	4,184
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	184,077
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,056
法 人 税 等 調 整 額	△5,523
当 期 純 利 益	24,532
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	159,545
	—
	159,545

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から)
(令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	70,587	—	315,957	386,544
当期変動額				
新株の発行	124,475	124,475	—	248,950
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	159,545	159,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	124,475	124,475	159,545	408,495
当期末残高	195,062	124,475	475,502	795,039

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△245	21,556	21,310	407,855
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	248,950
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	159,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,274	11,035	9,761	9,761
当期変動額合計	△1,274	11,035	9,761	418,256
当期末残高	△1,520	32,591	31,071	826,111

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社3社すべてを連結しております。

連結子会社の名称

三輝特殊技研（香港）有限公司

深圳市参輝精密五金有限公司

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は、主として定率法、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。ただし、当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

② 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社グループにおいては、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和3年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,377,746千円
----------------	-------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	838,400株
------	----------

2. 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

12,576千円（うち基準日が当該連結会計年度中のもので当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当額12,576千円）

(2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	51,000株
------	---------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入及び社債の発行は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年4ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	560,739	560,739	—
(2) 受取手形及び売掛金	368,319	368,319	—
(3) 電子記録債権	25,512	25,512	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	18,578	18,578	—
資産計	973,148	973,148	—
(1) 買掛金	126,758	126,758	—
(2) 未払金	108,448	108,448	—
(3) 短期借入金	392,800	392,800	—
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	20,000	19,924	△75
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	337,541	342,658	5,116
負債計	985,548	990,589	5,041

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	985円34銭
1 株当たり当期純利益	194円47銭

重要な後発事象に関する注記

(国際協力銀行及び紀陽銀行とのタイ・バーツ建て借入契約の締結)

当社グループは、株式会社国際協力銀行（総裁：前田匡史）と株式会社紀陽銀行（頭取：松岡靖之）の協調融資により、協調融資総額 55,000千タイ・バーツ相当の借入契約を締結いたしました。

1. 概要

当社連結子会社である SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED (以下、S E T といふ。) は株式会社国際協力銀行との間で、融資金額 38,500千タイ・バーツを限度とする借入契約を締結しました。本融資は株式会社国際協力銀行の「成長投資ファシリティ／海外展開支援ウインドウ」のもとで、株式会社紀陽銀行との協調融資により実施されるもので、協調融資総額は 55,000千タイ・バーツ相当となります。

(1) 借入金額	: 55,000千タイ・バーツ (約 181百万円、1タイ・バーツ=3.30円で算定) なお 55,000千タイ・バーツのうち16,500千タイ・バーツは当社が 株式会社紀陽銀行から借入、S E T に貸し付けるものであります。
(2) 利率	: 基準金利+スプレッド
(3) 借入実行日	: 令和2年5月15日
(4) 借入期間	: 10年以内

2. 借入理由

令和元年8月26日公表のS E Tにおける設備投資に充当及びこれに関連する追加の設備投資（検査測定器など）に対応するものであります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、世界的に景気の先行不透明感が強いなかではありますが、当社グループの主力製品であるマグネシウムダイカスト製品については、様々な分野で部品採用に一層の広がりが見られており、主力工場でありますS E Tの生産能力向上を予定通り進めてまいります。

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	774,398	流 動 負 債	671,326
現 金 及 び 預 金	269,039	買 掛 金	114,373
受 取 手 形	21,006	短 期 借 入 金	283,900
電 子 記 録 債 権	25,512	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
売 掛 金	304,440	1年内返済予定の長期借入金	209,398
製 品	33,615	未 払 金	16,696
仕 掛 品	27,567	未 払 費 用	9,462
原 材 料 及 び 貯 藏 品	18,570	未 払 法 人 税 等	5,503
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	60,099	賞 与 引 当 金	14,539
そ の 他	14,546	役 員 賞 与 引 当 金	5,475
		そ の 他	1,978
固 定 資 産	550,263		
有形 固定 資 産	156,396	固 定 負 債	147,364
建 物	41,912	社 債	10,000
構 築 物	19,315	長 期 借 入 金	128,143
機 械 及 び 装 置	65,453	退 職 給 付 引 当 金	9,221
車両 運 搬 具	2,471		
工具、器具及び備品	3,273		
土 地	16,601		
建 設 仮 勘 定	7,368		
		負 債 合 計	818,691
無 形 固 定 資 産	6,725	(純 資 産 の 部)	
投資 その他の資産	387,141	株 主 資 本	507,490
投 資 有 価 証 券	18,578	資 本 金	195,062
関 係 会 社 出 資 金	26,220	資 本 剰 余 金	124,475
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	337,554	資 本 準 備 金	124,475
差 入 保 証 金	10,404	利 益 剰 余 金	187,953
繰 延 税 金 資 産	12,716	そ の 他 利 益 剰 余 金	187,953
そ の 他	68,268	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,365
貸 倒 引 当 金	△86,600	繰 越 利 益 剰 余 金	182,587
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,520
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,520
		純 資 産 合 計	505,970
資 産 合 計	1,324,662	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,324,662

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成31年4月1日から)
(令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,624,108
売 上 原 価	1,280,468
売 上 総 利 益	343,640
販売費及び一般管理費	390,381
營 業 損 失	46,741
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	9,594
受 取 配 当 金	50,374
補 助 金 収 入	3,198
違 約 金 収 入	2,468
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	107,567
そ の 他	3,319
營 業 外 費 用	176,522
支 払 利 息	13,828
社 債 利 息	399
為 替 差 損	1,558
そ の 他	1,791
經 常 利 益	112,202
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,477
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,430
減 損 損 失	781
税 引 前 当 期 純 利 益	3,690
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108,512
法 人 税 等 調 整 額	27,647
当 期 純 利 益	△1,869
	25,777
	82,735

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から)
(令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本		
	資本剩余金		資本準備金
	資本準備金	資本剩余金合計	
当期首残高	70,587	—	—
当期変動額			
新株の発行	124,475	124,475	124,475
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	124,475	124,475	124,475
当期末残高	195,062	124,475	124,475

その他利益	株主資本			株主資本合計	
	利益剩余金		繰越利益剩余金		
	固定資産圧縮積立金	その他利益剩余金			
当期首残高	6,322	98,894	105,217	175,805	
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	248,950	
固定資産圧縮積立金の取崩	△957	957	—	—	
当期純利益	—	82,735	82,735	82,735	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	
当期変動額合計	△957	83,692	82,735	331,685	
当期末残高	5,365	182,587	187,953	507,490	

その他有価証券	評価・換算差額等		純資産合計
	評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△245	△245	175,559
当期変動額			
新株の発行	—	—	248,950
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	82,735
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,274	△1,274	△1,274
当期変動額合計	△1,274	△1,274	330,411
当期末残高	△1,520	△1,520	505,970

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～40年

機械及び装置 3～13年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社においては、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和3年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 982, 121千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY
LIMITED 100, 200千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 113, 813千円

短期金銭債務 82, 609千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 143, 575千円

仕入高 611, 726千円

営業取引以外の取引高 58, 956千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、固定資産圧縮積立金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三輝特殊技研(香港)有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2) 製品の仕入 配当の受取	50,000千円 427千円 497,923千円 50,000千円	短期貸付金 長期貸付金 賃掛金 —	9,999千円 32,500千円 65,270千円 —
子会社	SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	所有 直接65% 間接5%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2) 債務保証 (注4)	52,650千円 8,529千円 100,200千円	短期貸付金 長期貸付金 (注3) 未収入金 —	50,100千円 305,054千円 1,089千円 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDに対する貸付金については、86,600千円の貸倒引当金を計上しております。

4. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDの金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	603円50銭
1 株当たり当期純利益	100円85銭

重要な後発事象に関する注記

(国際協力銀行及び紀陽銀行とのタイ・バーツ建て借入契約の締結)

当社グループは、株式会社国際協力銀行（総裁：前田匡史）と株式会社紀陽銀行（頭取：松岡靖之）の協調融資により、協調融資総額 55,000千タイ・バーツ相当の借入契約を締結いたしました。

1. 概要

当社連結子会社である SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED (以下、S E T といふ。) は株式会社国際協力銀行との間で、融資金額 38,500千タイ・バーツを限度とする借入契約を締結しました。本融資は株式会社国際協力銀行の「成長投資ファシリティ／海外展開支援ウインドウ」のもとで、株式会社紀陽銀行との協調融資により実施されるもので、協調融資総額は 55,000千タイ・バーツ相当となります。

(1) 借入金額	: 55,000千タイ・バーツ (約 181百万円、1タイ・バーツ=3.30円で算定) なお 55,000千タイ・バーツのうち16,500千タイ・バーツは当社が 株式会社紀陽銀行から借入、S E T に貸し付けるものであります。
(2) 利率	: 基準金利+スプレッド
(3) 借入実行日	: 令和2年5月15日
(4) 借入期間	: 10年以内

2. 借入理由

令和元年8月26日公表のS E Tにおける設備投資に充当及びこれに関連する追加の設備投資（検査測定器など）に対応するものであります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、世界的に景気の先行不透明感が強いなかではありますが、当社グループの主力製品であるマグネシウムダイカスト製品については、様々な分野で部品採用に一層の広がりが見られており、主力工場でありますS E Tの生産能力向上を予定通り進めてまいります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年6月5日

株 式 会 社 S T G
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 栗原 裕幸 ㊞

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 中尾 志都 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社STGの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年6月5日

株 式 会 社 S T G
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 中 尾 志 都 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S T Gの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月9日

株式会社S T G 監査役会

常勤監査役	平井 洋行	㊞
監査役（社外監査役）	島谷 通敬	㊞
監査役（社外監査役）	大貫 篤志	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額 12,576,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役 佐藤 輝明 (さとう てるあき) 生年月日 昭和41年10月24日 所有する当社の株式数 264,000株	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成6年4月 当社入社 平成18年5月 三輝特殊技研（香港）有限公司設立 同社董事長（現任） 平成19年4月 当社取締役専務 平成21年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成23年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED設立 同社代表取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役
--	---

取締役 森田 泰成 (もりた やすなり) 生年月日 昭和46年3月27日 所有する当社の株式数 34,000株	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成5年4月 株式会社TOSEI※入社 平成19年10月 株式会社TOSEI取締役 平成23年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役（現任） 平成27年4月 当社専務取締役（現任） ※株式会社TOSEIは平成27年4月1日付で当社に吸収合併 ＜重要な兼職の状況＞ ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
--	---

取締役 林 忠徳 (りん ちゅうとく) 生年月日 昭和47年7月8日 所有する当社の株式数 7,000株	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成9年4月 当社入社 平成18年6月 三輝特殊技研（香港）有限公司 工場長 平成20年4月 三輝特殊技研（香港）有限公司 総經理 平成23年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役（現任） 平成23年12月 深圳市參輝精密五金有限公司 代表人（現任） 平成27年4月 当社常務取締役（現任） 平成28年2月 三輝特殊技研（香港）有限公司 董事（現任） ＜重要な兼職の状況＞ ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市參輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
---	--

取締役 白井 芳弘 (しらい よしひろ) 生年月日 昭和40年9月18日 所有する当社の株式数 0株	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成元年4月 株式会社紀陽銀行 入行 平成19年1月 同行経営企画部部長代理 平成24年4月 同行熊取支店長 平成25年7月 同行羽倉崎一日根野連合店統括支店長 平成26年10月 同行東京支店副支店長 平成27年4月 阪和信用保証株式会社へ出向 平成29年4月 当社へ出向 管理本部長 平成30年4月 当社入社 管理本部長 平成30年6月 当社常務取締役管理本部長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ ・該当ありません
---	---

社外取締役 佐々木 智一 (ささき ともかず) 生年月日 昭和47年1月24日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成6年4月 長瀬産業株式会社入社 平成12年4月 佐々木化学薬品株式会社入社 平成18年10月 同社代表取締役（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任）
所有する当社の株式数 0株	<重要な兼職の状況> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者のうち佐々木智一氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由

佐々木智一氏を社外取締役候補者とした理由は、経験豊富な経営者として、貢献して頂けることを考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

佐々木智一氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもつて4年であります。

(3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は現行定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、その限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。社外取締役候補者である佐々木智一氏の再任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を継続する予定であります。

以上